

小城市立幼稚園・保育園の民営化ガイドライン

平成 30 年 4 月

小 城 市

1. ガイドラインの目的

公立幼稚園・保育園の民営化については“子ども主体の遊びや活動を通して自ら学ぶ姿を支える保育”を引き続き実施するなど、子どもの最善の利益を図ると共に子どもへの影響が少ない円滑な引継ぎをすることが大切です。

そこで市は、“子どもの最善の利益を図った民営化”についての基本的なルール・基準を示すことを目的として、このガイドラインを作成しました。

尚、このガイドラインについては、今後も、国や社会情勢の動向により、適宜見直しを図るものとしします。

2. 民営化の手法

(1) 基本的な考え方

民営化にあたっては、保護者との信頼関係を基本とし、子どもの最善の利益が得られるよう、次の考えのもとにすすめていきます。

I 優良な法人の確保に努めます

学識経験者や教育・保育・子育て支援などの福祉関係者からなる選考委員会により移管先の選考を実施し、職員の確保や教育・保育の質の確保が担保される法人を選考します。

また、選考した移管先法人には、移管条件を遵守してもらいます。

II 民営化の目的や実施内容について十分な情報提供を行います

保護者説明会のほか、保護者・移管先法人・市による三者協議会を実施し合意形成を図るとともに、保護者意見の反映に務めます。

III 十分な引継ぎや民営化後の支援により子どもへの配慮に務めます

市と移管先法人による移管前の共同保育及び移管後の引継ぎ保育を実施し、教育・保育の内容及び個々の子どもの発達への支援について段階的に引き継ぎます。

(2) 民営化の方式

民営化の方式は、民間事業者が自身の判断で柔軟に教育・保育ニーズに対応できるようにするため、民設民営方式とします。

なお、移管先法人は、当該施設の児童の利用定員や教育・保育について従前内容を引き継ぐと共に、各園の状況により「保育園」又は「認定こども園」として移管するものとしします。

3. 民営化のすすめかた

公立園の民営化については平成30年4月策定の「小城市立幼稚園・保育園の再編計画」を基に、下記スケジュールによりすすめていきます。

尚、民営化する公立園の順番については、別途、小城市が決めた実施計画による優先順位により実施していきます。

保護者説明会	募集開始の説明
募集案内及び応募予定事業者への現地説明会	募集要項の説明
移管先法人選考委員会	選考委員選任及び選考会の開催
移管先法人決定	
民間移管基本協定書締結	
移管先法人による保護者説明会	概ね1年前までに実施
三者協議会（保護者・移管先法人・小城市）	移管前から移管後にわたり実施
共同保育 移管先法人の職員が公立園へ	民営化前3か月間
公立園閉園	
園開園	
引継ぎ保育 移管前園の職員が移管後の園へ	民営化後最大9か月間

（１）移管先の事業主体

移管先法人は、移管後の質の高い教育・保育の実現のため、自ら幼稚園や保育所等の運営実績のある法人とします。

（２）移管先法人の選定方法

移管先法人は、移管の前々年度までに、学識経験者や福祉関係者からなる選考委員会が書類審査及びプロポーザル方式により選考し、市長へ報告し決定していきます。

（３）財産の取扱い

- ①土地 移管から10年間の無償貸与。（最終的には購入されることを前提とします。）
- ②建物 原則、無償譲渡。（但し、別途協議が必要な場合があります。）
- ③備品 原則、無償譲渡。

（４）市内の幼児教育・保育施設、小学校や地域との連携

移管先法人は、小城市のネットワーク会議や研修等に出席すると共に市内の公立私立全ての就学前施設や小・中学校、及び地域との連携を図っていただきます。

（５）保護者説明

市は、移管する園の保護者の不安解消を図るため、移管先法人の選定理由説明を行い、保護者の要望に応じて、移管先法人からの説明会を開催します。

また、移管準備の進行に合わせて移管前から移管後にかけて保護者・移管先法人・市による三者協議会を開始し、情報交換や情報提供を行ないます。

(6) 共同保育及び引継ぎ保育

環境の変化による子どもへの負担を軽減するため、民営化前後に約1年間をかけて移管する園の教育・保育内容や、個々の子どもへの関わりを継承するために、共同保育、引継ぎ保育を実施します。

①期 間

期間は最大12か月間とします。このうち、移管前の3か月間に共同保育を、移管後の9か月間に引継ぎ保育を実施します。

但し、保護者の了解により引継ぎ保育の期間が短くなる場合があります。

②方 法

ア 共同保育

移管先法人は、民営化前の公立園に移管前3か月間職員を派遣して、現在移管する園で行われている保育を確認するとともに、子どもとの信頼関係を築きます。

市は、共同保育にかかる費用相当分を、共同保育終了後に補助金として移管先法人に支給します。

イ 引継ぎ保育

市は、民営化前の公立園に勤務していた職員2名を最大9か月間移管先の園に配置し、教育・保育にあたりながら子どもの安定を図るとともに、公立園での保育の方法や公立園で実施していた各種行事、個々の子どもへの関わりなどの引継ぎを実施します。

4. 民営化にあたっての諸条件

市は、民間移管に伴う環境の変化に対する保護者の不安解消のため、移管先法人には国の定める最低基準や市の基準等に加え、民営化にあたっては以下の諸条件を付します。

(1) 保育所の運営に関すること

- ①幼稚園教育要領、保育所保育指針、及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に準拠すること。
- ②移管する園の定員構成の継承。
- ③移管する園の受け入れ年齢の継承。
- ④障がい児保育、特別支援教育の実施。
- ⑤費用負担を保護者に求める場合は、事前に市に相談し、保護者の理解を得ること。
- ⑥苦情処理の仕組みの整備。
(苦情解決責任者、苦情受付担当者、及び第三者委員の設置)
- ⑦完全給食の提供。
- ⑧食育の推進及びアレルギー対応食の提供。
- ⑨延長保育及び一時保育や一時預かり等の実施。

⑩幼稚園設置基準、保育所設置基準、及び認定こども園設置基準に準拠すること。

(2) 職員に関すること

①職員数

国基準の児童数に応じた職員配置基準を準拠しながらも、障がい児保育等に配慮した職員等を確保すること。

②経験者の確保

施設長は、教育・保育の経験15年以上の経験年数を有すること。

幼稚園教諭及び保育士は、教育・保育の経験5年以上の者を1/3以上配置すること。

③共同保育と引継ぎ保育の実施

移管前3か月間の共同保育、移管後は最大9か月間の引継ぎ保育を実施すること。

④勤務の継続

共同保育に参加した移管先法人職員は、民営化後も継続して当該施設に勤務すること。

(3) 問題解決に関すること

①三者協議会の開催

移管先法人決定後、保護者、移管先法人、及び市からなる三者協議会を設置し、民営化に伴う諸事項について協議し合意形成を図ること。

なお、民営化後も当分の間、当該協議会を存続すること。

②第三者評価の受審

民営化後の園運営における課題を把握し、質の向上へ向けて取り組むための支援を目的とし、第三者評価を受審すること。

以上の条件は、移管日の前日に在園していた園児が卒園するまでの間は必須とします。但し、条件変更について保護者と協議し理解が得られた場合は、この限りではありません。

5. 民営化後の市の対応

(1) ガイドラインの履行

市は、保育幼稚園課が窓口となり移管先法人の教育・保育内容を適宜確認し、専門的な指導・助言を行うとともに、必要に応じて協議や調査を行うなど、ガイドラインの適切な履行を確認します。

(2) 相談窓口

市は、保育幼稚園課が窓口となり民営化に伴うさまざまな課題及び問題に対して保護者からの相談を受け付けます。